

県北広域振興局長告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

県北広域振興局長 高橋 進

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市石切所字枋ノ木地内（駅周10M-7号線の一部）	179.20	10.00	令和3年11月12日
二戸市石切所字枋ノ木地内（駅周6M-50号線の一部）	62.80	6.00	〃

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。